

□議員名：矢田 松夫

1 安心して住み続けられる住宅政策について

論点	埴生漁民アパート住民がなぜ退居しなければならないのか。
回答	入居者側が退居しなければならない理由はない。土地所有者との約束では、更地にして返還をすると10年前に交わしたものである。そのため、市営アパートを解体しなければならない。

論点	この10年間、入居者との話し合いで何か進展をしたことがあったのか。
回答	平成22年に一度説明会を開催した後に、28年の説明会を開催したが、進展はなかった。

論点	築後50年を経過した老朽化アパートを、他敷地に建て替える計画があったが、現在どうなっているのか。
回答	平成24年3月作成の住宅マスタープランには記載があり、現在は進んでいない状況であり、計画策定後5年たったので、計画の見直しも必要かと感じている。

論点	漁民アパート設置場所の947番地の2ほかとなっているが、ほかとはどこか。ほかとは、アパート以外の場所もあるのか。
回答	地権者との賃貸借契約は、アパート以外の西側の隣接地も含んでおり、地権者の了解を得ている。

論点	賃貸借契約書6条1項「他人に転貸をしないこと」となっているが、このような実態があるのか。
回答	そのような実態があるということは承知している。

論点	第2項「貸借物件の形質を変改しないこと」となっているが、この状態があるのか。
回答	変更等があることは承知している。

論点	第3項「賃借物件については、漁民アパート以外に使用しない」となっているが、すでに他の物件も建設されているが、このような実態があるのか。
回答	そのような実態がある。

論点	3回の説明会で住民の理解と納得が得られたと思われるのか。
回答	まだ12軒が残っているということは、皆さんが移転について納得されていないということではないか。

論点	本年3月17日に出された「明け渡し通知書」については、期限を定めず撤回されたい。
回答	本年末までの明け渡しについては、期日については取り消しをする。今後は、入居者の意向を参酌する中で取り組んでいきたい。

論点	地権者と話し合いをされ、土地の賃貸借契約の継続をするべきではないか。
回答	地権者とは、猶予をいただくと確認をしている。

論点	出合地区の人口が、10年間で367人減少しているが、萩原団地の空き家戸数の増大が連動をしていないか。
回答	言われるとおりである。入居されるよう努力はしている。

論点	1棟に1世帯との実態があり、安否状況で孤独死が発生することも考えられるので、比較的新しい棟に集約することはしないのか
回答	移転という制度を持っていないが、住んでおられる方の意向確認をさせていただきたいと思っている。

論点	ゴミや放置自動車など、空き家にしていることによる弊害が出てきている。この実態を今後どうされるのか。
回答	空き家については、危険度の高いところから順次解体をしていく。